

社会福祉施設職員等退職手当 共済制度の改正について

平成18年4月1日施行

―― 社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正 ――

山形 独立行政法人福祉医療機構

改正の趣旨

今回の社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下「退職手当共済制度」という。）の改正は、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設又は事業については、社会福祉法人以外の経営主体も多数参入している状況の中で、「平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフッティングの観点から、助成の在り方を見直す。」との「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」及び「社会保障審議会福祉部会意見書（平成16年12月8日）」等を踏まえ、介護保険制度の対象となっている高齢者関係の施設又は事業については公的助成を廃止するとともに、併せて掛金負担の増大を緩和し、制度の安定化を図る観点から給付水準を見直す等の改正を行うものです。

【主な用語の説明】

社会福祉施設等	退職手当共済法及び施行令で定められている社会福祉施設及び特定社会福祉事業。 ※経営者が使用する職員全員（1年未満の期間を定めて使用するものは除く。） について加入させなければならない施設・事業。（任意包括加入の原則）
特定介護保険施設等	退職手当共済法及び施行令に掲げる介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みに当たり独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出た（機構が承諾したものに限る。）もの。 ※今回の改正により、新たに設けられた施設区分。従来社会福祉施設等に属していた施設・事業であっても、改正により、この区分に属することもある。 ※申出を行うか否かは共済契約者又は経営者の任意である。
申出施設等	共済契約者である社会福祉法人が経営する社会福祉施設等及び特定介護保険施設等以外の施設・事業のうち、当該共済契約者が機構に申し出たものであって、機構が承諾した施設・事業。 ※申出を行うか否かは共済契約者又は経営者の任意である。
被共済職員	共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員。
既加入職員	介護保険法等改正法の施行の日（平成18年4月1日。以下「施行日」という。）の前日に被共済職員であった者のうち、施行日以降において特定介護保険施設等職員であるもの。（改正後も同一の共済契約者に継続して使用される被共済職員に限る。）

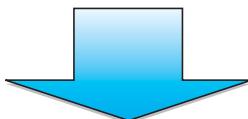
【法令の略称】

- ・退職手当共済法……社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）
- ・施行令……社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和36年政令第286号）
- ・施行規則……社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和36年厚生省令第36号）
- ・介護保険法等改正法……介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）
- ・改正政令……社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第272号）
- ・改正省令……社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第133号）

改正のポイント

主な改正のポイントは次のとおりです。

I. 公的助成の在り方の見直しについて…………… 2ページ



介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業については、公的助成が廃止されます。（経過措置あり）

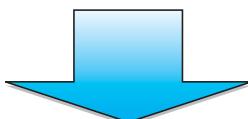
※障害・児童関係の施設・事業については、従来どおり引き続き、国及び都道府県からの公的助成があります。

II. 給付水準の在り方の見直しについて…………… 15ページ



制度の安定化を図る等の観点から、給付水準について、1割の抑制が行われます。（経過措置あり）

III. 被共済職員期間の通算制度の改善…………… 18ページ



従来の継続異動に加え、退職後2年以内に再び被共済職員になる等一定の要件を満たす場合には、前後の期間を合算できるようになります。

（平成18年4月1日以後に退職した者について適用）

I. 公的助成の在り方の見直しについて

1. 公的助成について

(退職手当共済法第2条第1項、第2項、第3項及び第7項、第18条並びに第19条並びに施行令第1条及び第1条の2)

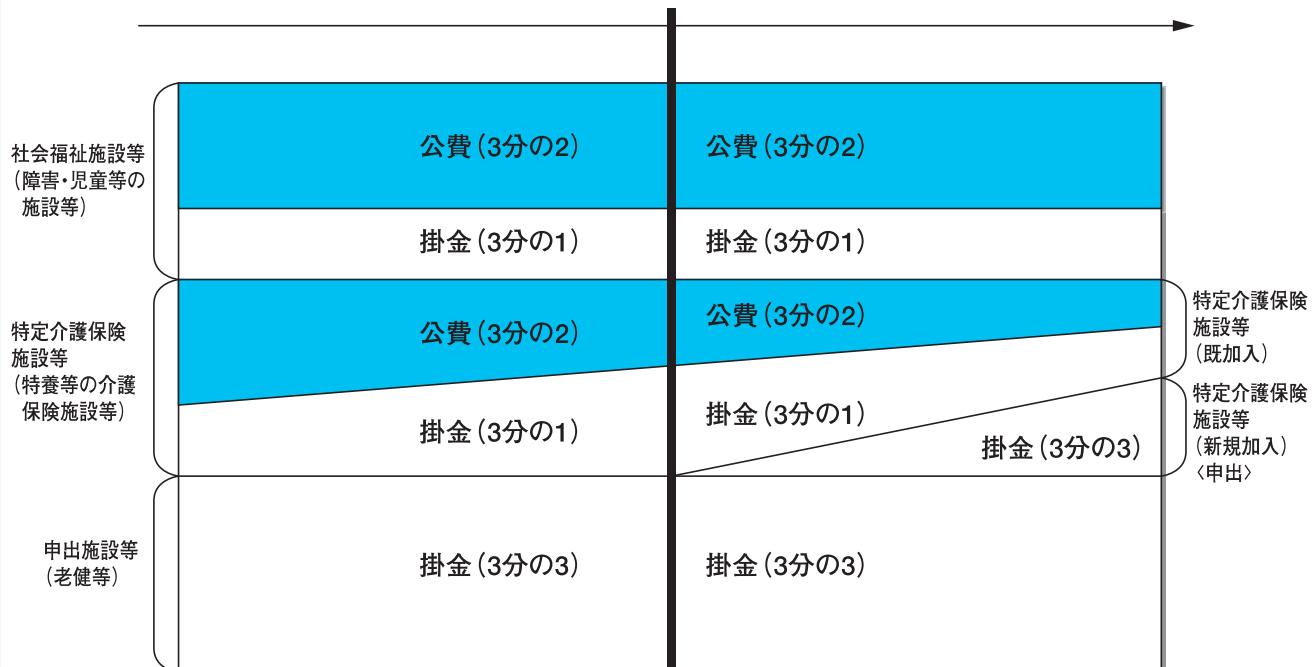
介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業については、「社会福祉施設等」から、新たに「特定介護保険施設等」として位置づけられることにより、公的助成が廃止されます。

※既加入職員については、退職時まで現在の公的助成を継続するといった十分な経過措置が講じられます。

(→既加入職員の経過措置については4ページ参照)

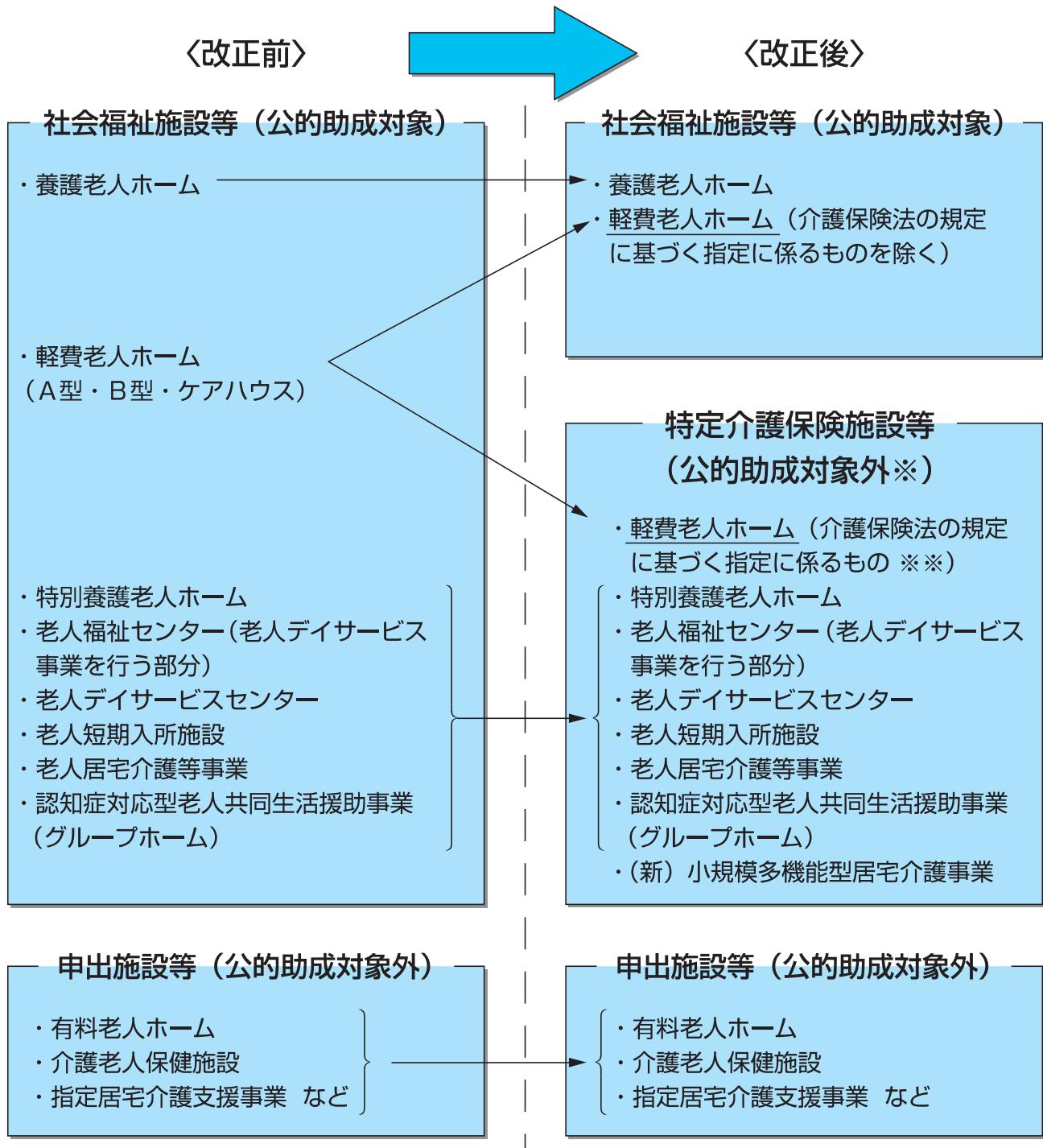
※障害・児童等の施設・事業については、従来どおり公的助成が行われます。

施行日（平成18年4月1日）



◎高齢者関係の施設・事業の取扱い

次のように改正されます。



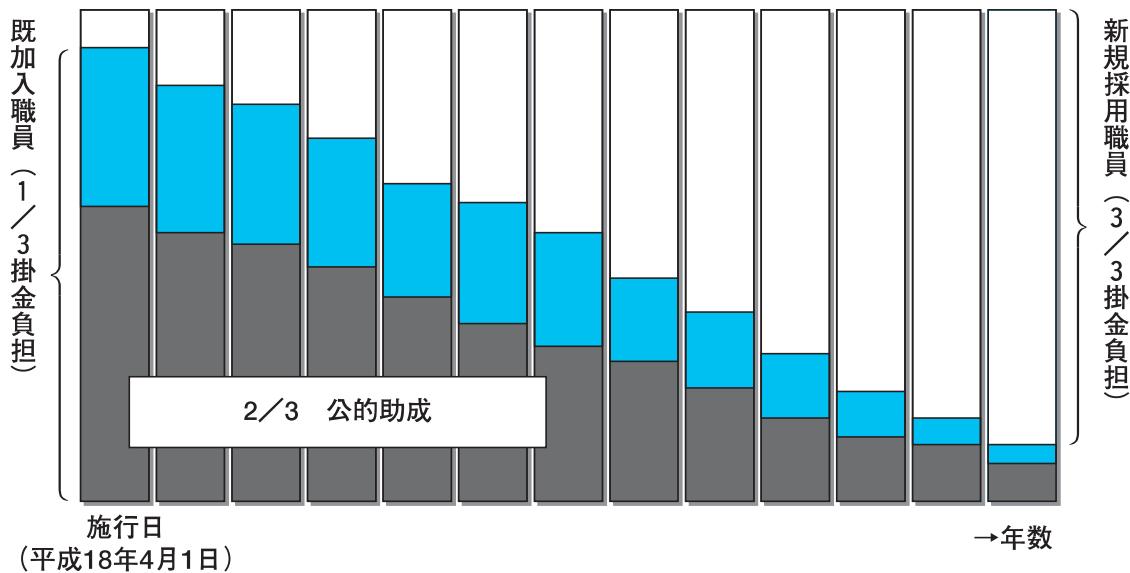
※改正前の既加入職員については、その職員の退職時まで引き続き公的助成が継続されます。（改正後も同一共済契約者に継続して使用される被共済職員に限る。）

※※平成18年4月1日の介護保険制度の改正の施行に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護の指定に係るものについても特定介護保険施設等に加える予定。

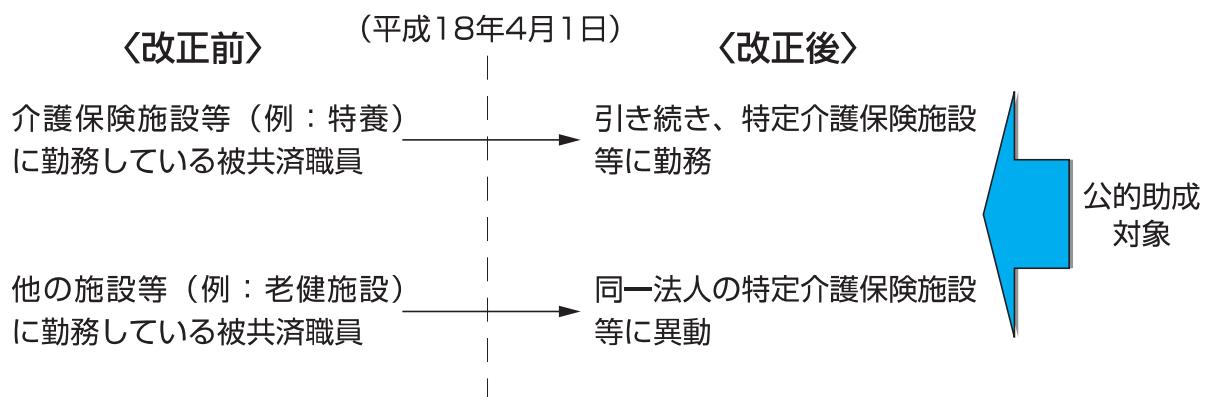
2. 既加入職員の経過措置

(介護保険法等改正法附則第26条)

- 既加入職員については、社会福祉施設等職員とみなされ、引き続き公的助成の対象となります。



- 既加入職員については、施行日前の勤務場所に関わらず、施行日以後に特定介護保険施設等に勤務している間は公的助成の対象となります。



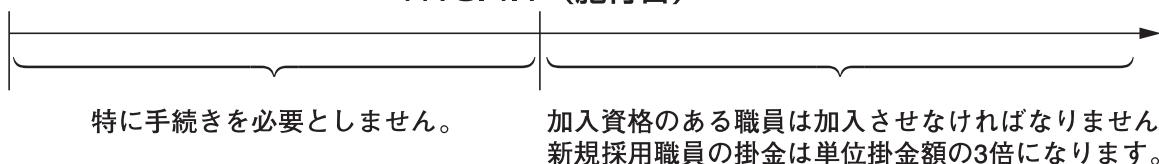
3. 退職手当共済制度の改正時の手続

(介護保険法等改正法附則第23条及び24条、改正政令附則第2条並びに改正省令附則第2条)

- 制度改正前に加入していた特別養護老人ホーム等（3ページ「特定介護保険施設等に該当する施設・事業」）は、社会福祉施設等から特定介護保険施設等に位置づけが変更されますが、施行日以降に新規採用した職員も加入させる場合は、特に手続きは必要とせず、既加入職員も新規採用職員も被共済職員とすることができます。

【制度改正後に新規採用した特別養護老人ホーム等職員も加入させる場合】

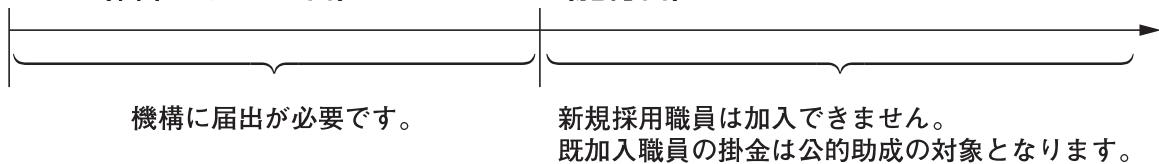
H18.4.1（施行日）



- 制度改正後に採用され、特別養護老人ホーム等（特定介護保険施設等）に在籍する職員については、平成17年12月1日から平成18年3月31日までに機構に届け出た場合、被共済職員としないことができます。（制度改正前の被共済職員のみ継続して加入）

【制度改正後に新規採用した特別養護老人ホーム等職員を加入させない場合】

H17.12.1（省令で定める日） H18.4.1（施行日）



4. 掛金の取扱い

(退職手当共済法第15条、介護保険法等改正法附則第26条、施行令第6条第2項及び第4項並びに第7条、改正政令附則第5条、施行規則第14条)

◎特定介護保険施設等職員の掛金の取扱い

- 特定介護保険施設等職員については、今回の改正により公的助成が廃止されることから、掛金額については、原則として、現行の申出施設等職員と同様に、単位掛金額に3を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数を乗じて得た額となります。
(7ページ参照)
- 9ページ記載の高齢者関係と障害者・児関係の居宅サービスのどちらも提供する事業所（障害者・児関係の業務割合が、3分の1以上3分の2未満の場合）は、特定職員数分について公的助成対象となります。（9ページ参照）
- 4ページ「既加入職員の経過措置」のとおり、特定介護保険施設等に在籍する既加入職員については、社会福祉施設等職員とみなして掛金の算定を行うこととなります。
- 特定職員数と既加入職員数の両方の特例の対象になる場合については、当該事業所に係る公的助成対象者数は、既加入職員数と特定職員数を比較し、いずれか多い方の人数となります。
特定職員数 > 既加入職員数 → 特定職員数が公的助成対象
特定職員数 ≤ 既加入職員数 → 既加入職員数が公的助成対象

【用語の説明】

・特定社会福祉事業割合

当該事業所が使用する特定介護保険施設等職員が従事することを要する業務に係る当該事業年度の前年度の収入額のうち、特定社会福祉事業に係るもの占める割合。（9ページ参照）

・特定職員数

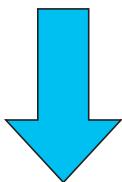
当該事業所における特定介護保険施設等職員数に特定社会福祉事業割合を乗じて得た職員数。
(小数点以下切り捨て)

【掛金の計算パターン】

- 特定介護保険施設等については、公的助成が廃止されます。

(現行)

- ①社会福祉施設等職員数×単位掛金額
- ②申出施設等職員数×単位掛金額×3
- ①+②=共済契約者が納付する掛金額



(原則)

(平成18年4月1日以降)

- ①社会福祉施設等職員数×単位掛金額
- ②申出施設等職員数×単位掛金額×3
- ③特定介護保険施設等職員数×単位掛金額
※ (平成18年3月31日までに加入した被共済職員数)
- ④特定介護保険施設等職員数×単位掛金額×3
※ (平成18年4月1日以降に加入した被共済職員数)
- ①+②+③+④=共済契約者が納付する掛金額

③・・・制度改正前に加入した特定介護保険施設等職員は、公的助成を継続。

(ただし、平成18年4月1日以降の継続異動職員（注1）又は、平成18年3月31日現在、対象外異動職員（注2）に該当するものは除く。)

④・・・制度改正後に加入した特定介護保険施設等職員は、公的助成なし。

(負担する掛金額は、単位掛金額の3倍になります。)

※特定介護保険施設等職員については、制度改正前（平成18年3月31日まで）に加入したか、制度改正後（平成18年4月1日以降）に加入したかにより、納付する掛金額が上記のとおり変わってきます。（次ページ計算例参照）

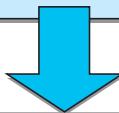
（注1）共済契約者が現に使用している被共済職員を、他の共済契約者の要請に応じて異動させ、異動後の共済契約者の共済契約対象施設等に引き続き勤務する職員。

（注2）同一共済契約者の経営する共済契約対象施設等から共済契約対象外施設等へ異動する職員。

(例)

平成18年3月31日の職員数

- 養護老人ホーム（社会福祉施設等）………20人
- 特別養護老人ホーム（社会福祉施設等）……40人（うち5人が18年3月31日付けで退職）
- 介護老人保健施設（申出施設等）………30人



平成18年4月1日の職員数

- 養護老人ホーム………15人 ← 特別養護老人ホームへの配置換が5名
※ $20\text{人} - 5\text{人} = 15\text{人}$
- 特別養護老人ホーム……53人 ←
 - うち引き続き特養に勤務するものが35人 ……①
 - うち養護老人ホームからの配置換が5人 ……②
 - うち介護老人保健施設から配置換が3人 ……③
 - うち18年4月1日の新規採用（加入）者が10人…④

↳ 公的助成なし
※ $40\text{人} - 5\text{人}$ （平成18年3月31日付退職者）=35人（=①）
①+②+③+④=53人
- 介護老人保健施設………27人 ← 特別養護老人ホームへの配置換が3名
※ $30\text{人} - 3\text{人} = 27\text{人}$



〈平成18年度掛金支払額〉

- 養護老人ホーム（社会福祉施設等）

※制度改正後も引き続き「社会福祉施設等」

15人×単位掛金額 …… A

- 特別養護老人ホーム（特定介護保険施設等）

※制度改正により「社会福祉施設等」から「特定介護保険施設等」へ

（イ）（35人…①+5人…②+3人…③）×単位掛金額 …… B

（ロ）10人…④×単位掛金額×3… …… C

（注）制度改正前の既加入者（平成18年3月31日以前に加入した者）については、引き続き公的助成が継続されるため、掛金負担割合は1／3となり、制度改正後（平成18年4月1日以降）の加入者については、掛金負担割合は3／3となります。

- 介護老人保健施設（申出施設等）

※制度改正後も引き続き「申出施設等」

27人×単位掛金額×3 …… D

★18年度掛金支払額=A+B+C+D

5. 介護保険制度の対象となる高齢者関係の居宅介護サービスと障害者・児関係の居宅介護サービスの両方を提供する事業所等の取扱い

(退職手当共済法第18条、施行令第6条第2項ただし書及び第8条並びに施行規則第9条)

【施行令第6条第2項ただし書の対象となる事業】

- ・老人福祉法第14条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち
 - ・老人居宅介護等事業
 - ・小規模多機能型居宅介護事業
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業
- のいずれか
- 
- ・特定社会福祉事業のいずれか

今回の改正で、特定介護保険施設等職員については、原則として公的助成が廃止されますが、一方で、高齢者関係の居宅介護サービスと障害者・児関係の居宅介護サービスを同一の事業所で提供している場合があるため、そのような事業所の掛金の取扱いは以下のとおりとなります。

- (1) 組織的に区分することが可能である場合には、従来どおり、各事業ごとに職員を区分します。
- (2) 組織的に区分することができない場合（施行令第6条第2項ただし書の特例。対象となる事業は上記表参照。）は、以下の表のとおりとなります。

二つの事業について、組織的に一つの業務単位で行っている事業所、職員の取扱い

障害者・児関係の業務量の割合 (特定社会福祉事業割合)	施設類型の分類	適用関係	公的助成
2/3以上 (※次ページ例1 参照)	社会福祉施設等	任意包括加入	有(2/3)
1/3以上2/3未満 (※次ページ例2 参照)	特定介護保険施設等	申出により加入、脱退	業務量の割合に応じた職員数(特定職員数)の分について公的助成を行う。
1/3未満 (※次ページ例3 参照)			なし

○掛金額の算定方法

特定社会福祉事業割合は、当該事業所が使用する特定介護保険施設等職員が従事することを要する業務に係る前年度の収入額（高齢者関係＋障害者・児関係）のうち、障害者・児関係（特定社会福祉事業）に係るもの占める割合です。（6ページ参照）

（例1）

高齢者関係の居宅介護等事業の収入 : 500万円
障害者・児関係の居宅介護等事業の収入 : 1,500万円

$$2/3 \leq \frac{1,500\text{万円} \text{ (前年度の当該事業所における特定社会福祉事業に係る収入額)}}{500\text{万円} + 1,500\text{万円} \text{ (前年度の当該事業所における収入額)}}$$

よって、この事業所は特定社会福祉事業割合が2/3以上となり、社会福祉施設等とみなし、公的助成（2/3）の対象となります。

（例2）

高齢者関係の居宅介護等事業の収入 : 1,000万円
障害者・児関係の居宅介護等事業の収入 : 500万円

$$1/3 \leq \frac{500\text{万円} \text{ (前年度の当該事業所における特定社会福祉事業に係る収入額)}}{1,000\text{万円} + 500\text{万円} \text{ (前年度の当該事業所における収入額)}} < 2/3$$

よって、この事業所は特定社会福祉事業割合が1/3以上2/3未満となり、業務量の割合に応じた職員数（特定職員数※以下【特定職員数算出方法】参照）の分について、公的助成の対象となります。

【特定職員数算出方法】

当該事業所の職員数が10人の場合

$$10\text{人} \times 500\text{万円} / 1,500\text{万円} = 3.3 \rightarrow 3\text{人が特定職員数（公的助成対象）}$$

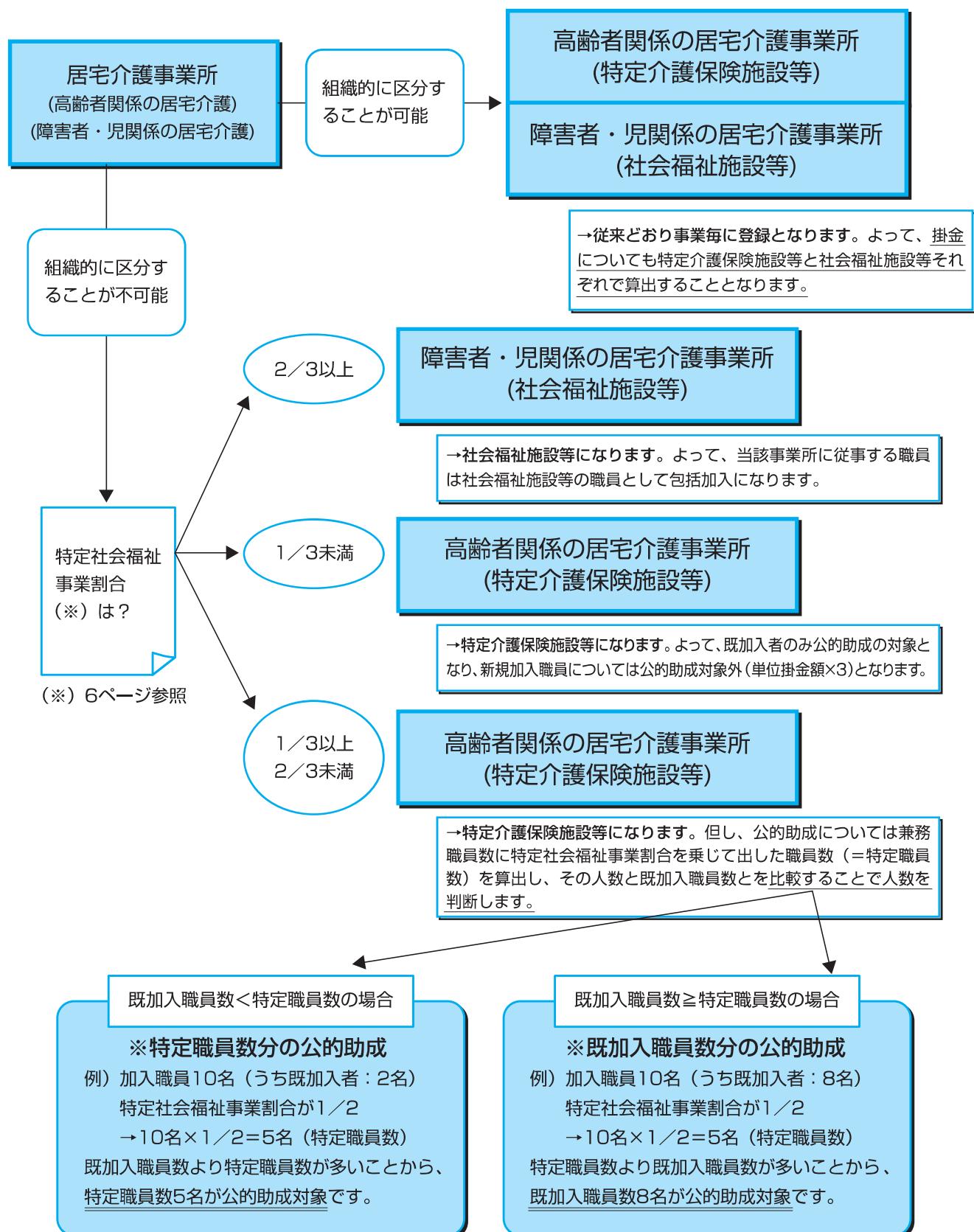
（例3）

高齢者関係の居宅介護等事業の収入 : 700万円
障害者・児関係の居宅介護等事業の収入 : 300万円

$$1/3 > \frac{300\text{万円} \text{ (前年度の当該事業所における特定社会福祉事業に係る収入額)}}{700\text{万円} + 300\text{万円} \text{ (前年度の当該事業所における収入額)}}$$

よって、この事業所は特定社会福祉事業割合が1/3未満となり、特定介護保険施設等となりますので、公的助成の対象外となります。

〈介護保険制度の対象となる高齢者関係の居宅介護サービスと障害者関係の居宅介護サービスの両方を提供する事業所等の掛金について〉



6. 加入・脱退（契約解除）の見直し

（退職手当共済法第2条第3項及び第13項、第3条、第4条の2並びに第6条第5項、介護保険法等改正法附則第27条、改正政令附則第4条、施行規則第2条、第3条の2、第3条の3、第3条の4及び第5条並びに改正省令附則第3条及び第4条）

（1）加入の規定の見直し

- 特定介護保険施設等については、施設・事業ごとの任意加入となります。
※制度改正前に加入していた施設・事業は自動的に特定介護保険施設等となります。
- 特定介護保険施設等既加入職員のみの継続加入（改正後の特定介護保険施設等の新規採用職員は加入しない）も可能です。
- 社会福祉法人以外の共済契約者（平成13年3月31日以前に共済契約を締結したもの）も特定介護保険施設等の申出ができます。（申出施設等の申出は社会福祉法人のみ可能）

【加入の取扱い（改正前との比較）】

	改正前	改正後	掛金負担額
社会福祉施設等		●退職手当共済制度に加入する場合には、包括加入が必要。	3分の1
特定介護保険施設等	同上	●施設・事業ごとに任意加入（※経過措置として、既加入職員のみ継続加入も可能。また、申出施設等と異なり、社会福祉施設等がなくとも退職手当共済制度への加入は可能。）	3分の3 (既加入職員については3分の1)
申出施設等		●施設・事業ごとに任意加入（※社会福祉施設等又は特定介護保険施設等がなければ、申出施設等だけで退職手当共済制度に加入することはできない。）	3分の3

※ 平成18年4月中の特定介護保険施設等の加入の申出は、平成18年4月1日から加入したものとみなします。

(2) 脱退（契約の解除）の規定の見直し

- 特定介護保険施設等及び申出施設等については、施設・事業ごとの部分的脱退が可能です。
- 特定介護保険施設等については、公的助成のない制度改正後の新規加入職員については、その新規加入職員全員について部分的脱退が可能です。
- いずれの場合においても、契約の解除の対象となる被共済職員全員の同意が必要であり、同意があったことを証する書類を添えてその旨を機構に文書で通知することによって行ってください。
- 脱退（契約の解除）は、職員が被共済職員でなくなっても、退職には該当しないため、退職手当金は支給されません。

【脱退の取扱い（改正前との比較）】

	改正前	改正後
社会福祉施設等		<ul style="list-style-type: none">●脱退する場合は、共済契約者全体での包括脱退のみ可能。 (被共済職員全員の文書による同意を必要とする。)
特定介護保険施設等	同上	<ul style="list-style-type: none">●施設・事業単位での部分的脱退が可能。●経過措置として、制度改正後の新規加入職員全員での部分的脱退も可能。 (※脱退対象となる職員全員の文書による同意を必要とする。)
申出施設等	同上	<ul style="list-style-type: none">●施設・事業単位での部分的脱退が可能。 (※脱退対象となる職員全員の文書による同意を必要とする。)

※ 部分的脱退をした日から起算して1年を経過しない施設・事業については、申出をすることができません。

※ 部分的脱退の対象となった職員は、中小企業退職金共済制度に加入することも可能です。（職員数等による制限あり。）

このような場合、個々の職員に対して、どのような退職金が支給されるかについて、適切に情報提供を行うようご留意ください。



II. 納付水準の在り方の見直しについて

1. 納定水準の見直し

(退職手当共済法第8条及び第9条並びに改正前の退職手当共済法附則第2項及び第3項)

退職手当金の給付水準については、これまで国家公務員の退職手当制度に準じた水準とされてきたところですが、今回、今後の掛金負担の増加が見込まれる中で、制度の安定化を図る等の観点から退職手当金の支給乗率が1割引き下げられます。

(17ページ「支給乗率表」参照)

また被共済職員期間が20年以上である者で、業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になったことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の支給乗率の特例が廃止されます。

2. 経過措置

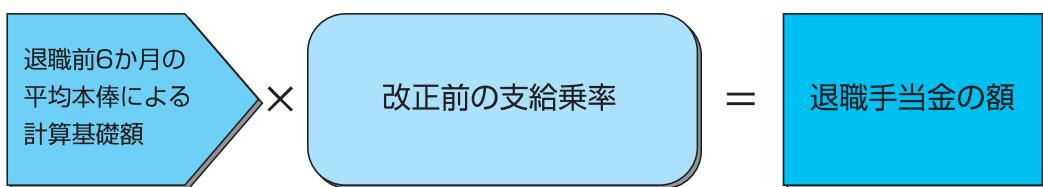
(介護保険法等改正法附則第25条及び改正政令附則第3条)

平成18年4月1日以後に退職した場合は、支給乗率は「平成18年4月1日以後に実際に退職した場合の被共済職員期間の支給乗率」と「平成18年3月31日に退職したと仮定した場合の被共済職員期間の支給乗率」(平成18年3月31日までの被共済職員期間)とで計算し、金額の多いほうが退職手当金の額となります。

(16ページ「計算例」参照)

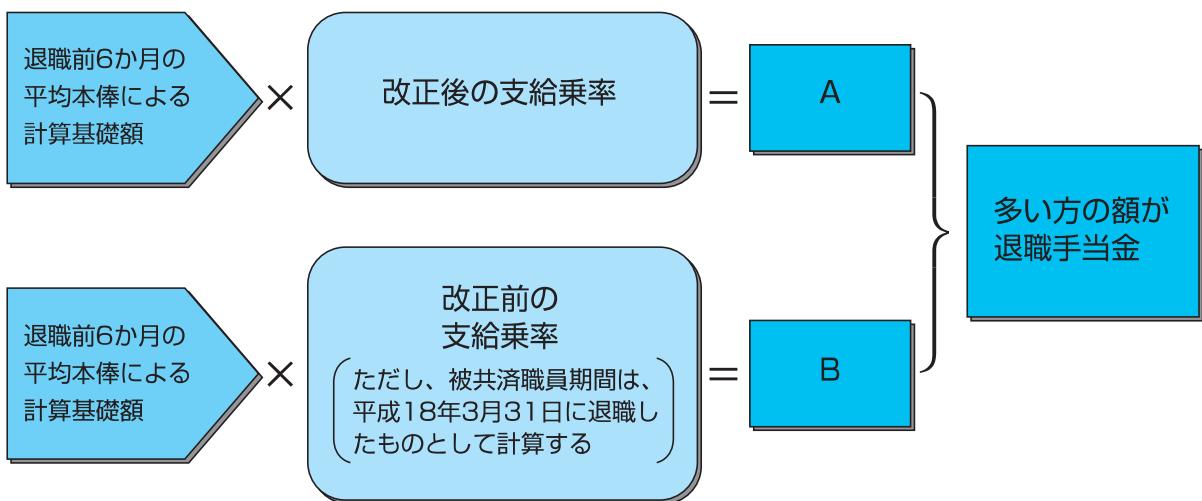
【退職手当金の算定について】

- ・退職日が平成18年3月31日以前の場合



- ・退職日が平成18年4月1日以降の場合

AとBを比較し、多い方の額を退職手当金とします



【退職手当金の計算例】

平成19年3月31日に12年間勤務して普通退職し、退職時の平均本俸月額が240,000円の場合

- ・計算基礎額：235,000円
- ・Aの場合は、被共済職員期間が12年で支給乗率が8.784
- ・Bの場合は、被共済職員期間が11年で支給乗率が8.880

$$\left. \begin{array}{l} \text{Aの場合 } 235,000\text{円} \times 8.784 = 2,064,240\text{円} \\ \text{Bの場合 } 235,000\text{円} \times 8.880 = 2,086,800\text{円} \end{array} \right\} \text{Bの額が退職手当金}$$

計算基礎額

(単位：円)

退職前6か月間の平均本俸月額	計算基礎額	退職前6か月間の平均本俸月額	計算基礎額	退職前6か月間の平均本俸月額	計算基礎額
73,999以下	62,000	160,000～174,999	160,000	265,000～279,999	265,000
74,000～85,999	74,000	175,000～189,999	175,000	280,000～299,999	280,000
86,000～99,999	86,000	190,000～204,999	190,000	300,000～319,999	300,000
100,000～114,999	100,000	205,000～219,999	205,000	320,000～339,999	320,000
115,000～129,999	115,000	220,000～234,999	220,000	340,000～359,999	340,000
130,000～144,999	130,000	235,000～249,999	235,000	360,000以上	360,000
145,000～159,999	145,000	250,000～264,999	250,000		

支給乗率表（普通退職）

*平成13年3月31日以前加入者は、下記より
高い支給乗率が適用されることがあります。

被共済職員期間（年）	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降	被共済職員期間（年）	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降	被共済職員期間（年）	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降
1	0.600	0.540	18	15,040	13,536	35	47,500	42,750
2	1.200	1.080	19	15,920	14,328	36	48,750	43,875
3	1.800	1.620	20	21,000	18,900	37	50,000	45,000
4	2.400	2.160	21	22,200	19,980	38	51,250	46,125
5	3.000	2.700	22	23,400	21,060	39	52,500	47,250
6	4.500	4.050	23	24,600	22,140	40	53,750	48,375
7	5.250	4.725	24	25,800	23,220	41	55,000	49,500
8	6.000	5.400	25	33,750	30,375	42	56,250	50,625
9	6.750	6.075	26	35,250	31,725	43	57,500	51,750
10	7.500	6.750	27	36,750	33,075	44	58,750	52,875
11	8.880	7.992	28	38,250	34,425	45		54,000
12	9.760	8.784	29	39,750	35,775	46		55,125
13	10.640	9.576	30	41,250	37,125	47		56,250
14	11.520	10,368	31	42,500	38,250	48		57,375
15	12,400	11,160	32	43,750	39,375	49		58,500
16	13,280	11,952	33	45,000	40,500	50		59,625
17	14,160	12,744	34	46,250	41,625	51年以上		60,000

支給乗率表（業務上の傷病又は死亡による退職）

*平成13年3月31日以前加入者は、下記より
高い支給乗率が適用されることがあります。

被共済職員期間（年）	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降	被共済職員期間（年）	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降	被共済職員期間（年）	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降
1	1,500	1,350	18	28,200	25,380	35	62,700	51,300
2	3,000	2,700	19	29,850	26,865	36	62,700	52,650
3	4,500	4,050	20	34,650	28,350	37	62,700	54,000
4	6,000	5,400	21	36,630	29,970	38	62,700	55,350
5	7,500	6,750	22	38,610	31,590	39	62,700	56,700
6	9,000	8,100	23	40,590	33,210	40	62,700	58,050
7	10,500	9,450	24	42,570	34,830	41	62,700	59,400
8	12,000	10,800	25	44,550	36,450	42	62,700	60,000
9	13,500	12,150	26	46,530	38,070	43	62,700	60,000
10	15,000	13,500	27	48,510	39,690	44	62,700	60,000
11	16,650	14,985	28	50,490	41,310	45年以上		60,000
12	18,300	16,470	29	52,470	42,930			
13	19,950	17,955	30	54,450	44,550			
14	21,600	19,440	31	56,100	45,900			
15	23,250	20,925	32	57,750	47,250			
16	24,900	22,410	33	59,400	48,600			
17	26,550	23,895	34	61,050	49,950			

III. 被共済職員期間の通算制度の改善

被共済職員期間の計算について

(退職手当共済法第11条第8項、介護保険法等改正法附則第25条第1項及び施行規則第8条)

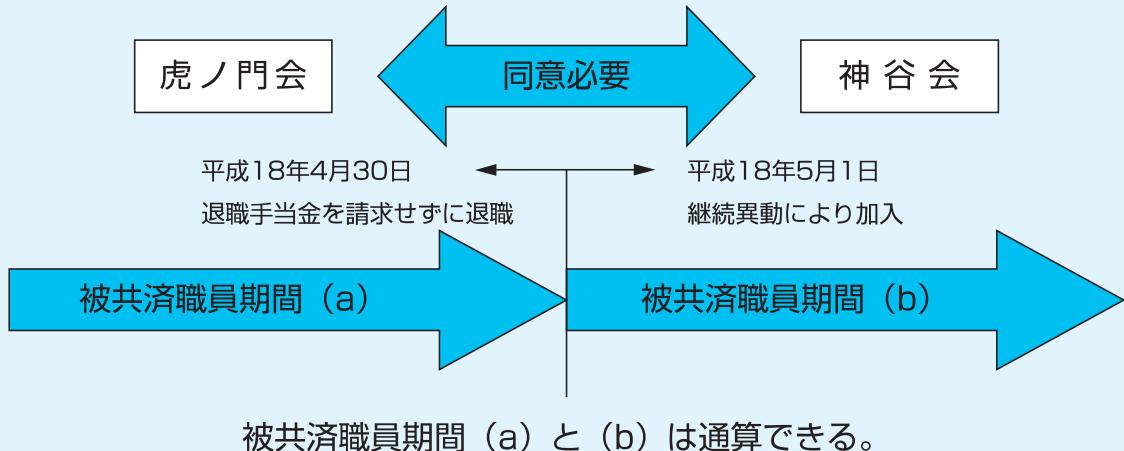
被共済職員である期間が1年以上である場合、退職した日から起算して2年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員になり、かつ、その者が機構に申し出たときは退職手当金額の計算に際し、前後の各期間を合算することとなりました。

※ 当該措置については、施行日（平成18年4月1日）以後に退職した方について適用されます。

(現行) 異動前の共済契約者を退職手当金の請求をしないで退職した後、1日の空白もなく異動後の共済契約者に就職した場合（前後の共済契約者の同意が必要）のみ、異動前後の期間を通算できる。

例) 被共済職員Aさんが平成18年4月30日付けで社会福祉法人虎ノ門会を退職し、

平成18年5月1日付けで社会福祉法人神谷会に就職した場合



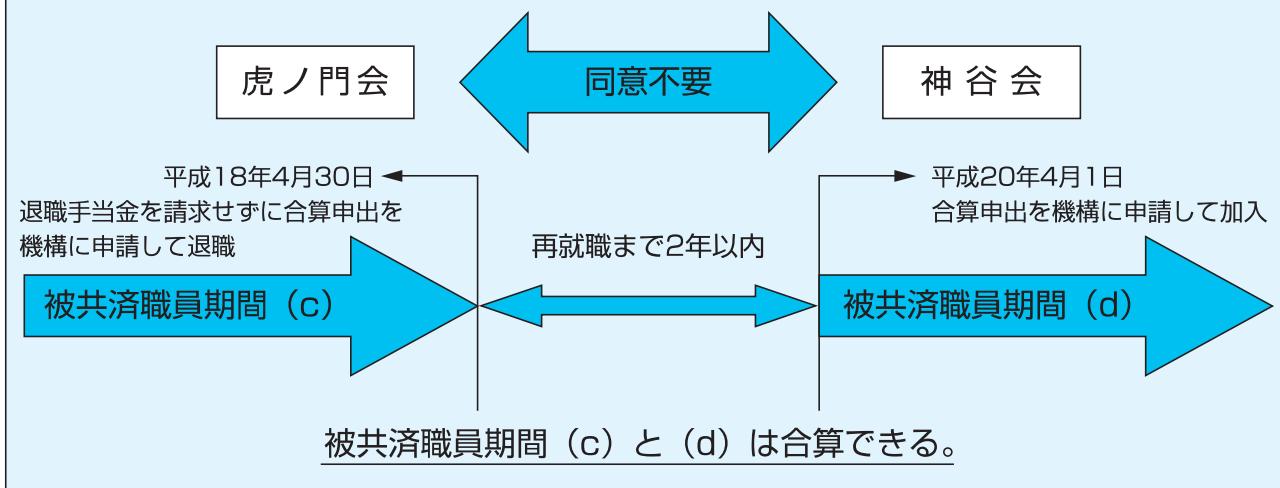
プラス

(改正) 上記の取扱いに加え、一度退職（犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した場合を除く。）して被共済職員としての期間が継続しない場合であっても、次の①～③の条件を満たし、機構に申し出た場合は期間を合算できる。

- ① 退職前の被共済職員である期間が1年以上であること
- ② 退職手当金の請求を行っていないこと（合算の意思表示あり）
- ③ 退職後2年以内に再び被共済職員になること（合算の意思表示あり）

例) 被共済職員Bさん（被共済職員期間5年）が平成18年4月30日付けで社会福祉法人

虎ノ門会を退職し、平成20年4月1日付けで社会福祉法人神谷会に就職した場合

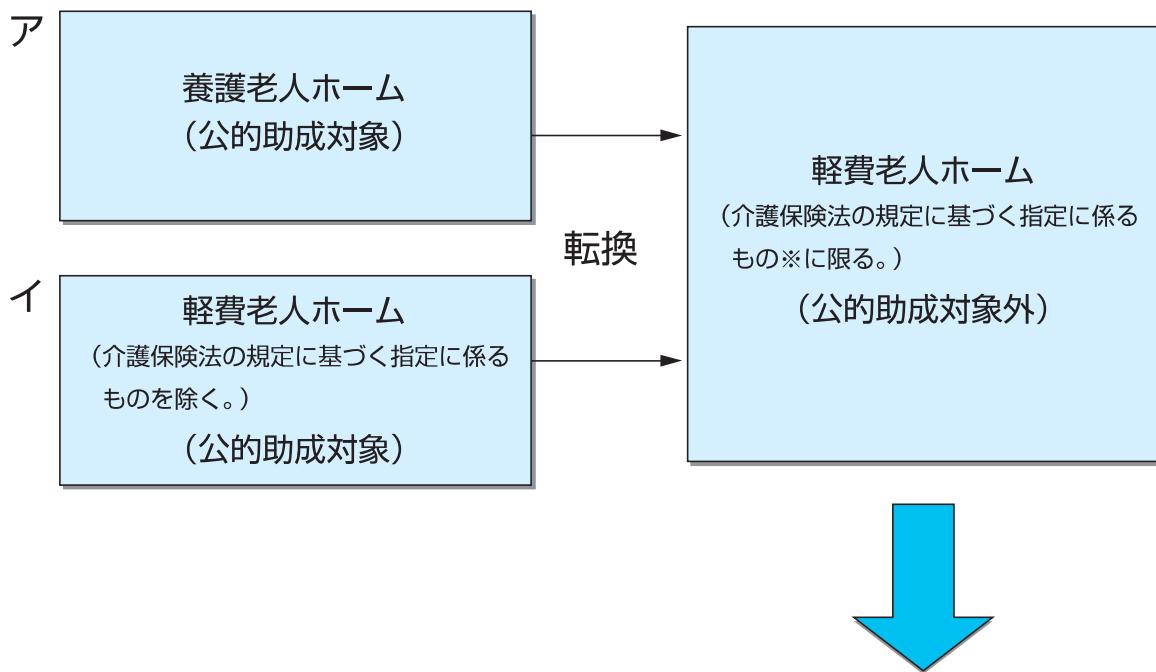


IV. 養護老人ホーム等の転換の特例

1. 特例の範囲と公的助成の取扱い

(退職手当共済法附則第2項及び施行令附則第2項及び第5項)

公的助成対象である社会福祉施設を公的助成対象外である特定介護保険施設等に転換する次のア又はイの場合に、当該転換をする日の前日に被共済職員であった者のうち、転換日以後において当該転換後の施設に係る特定介護保険施設等職員は、社会福祉施設等職員とみなして公的助成が行われることとなりました。

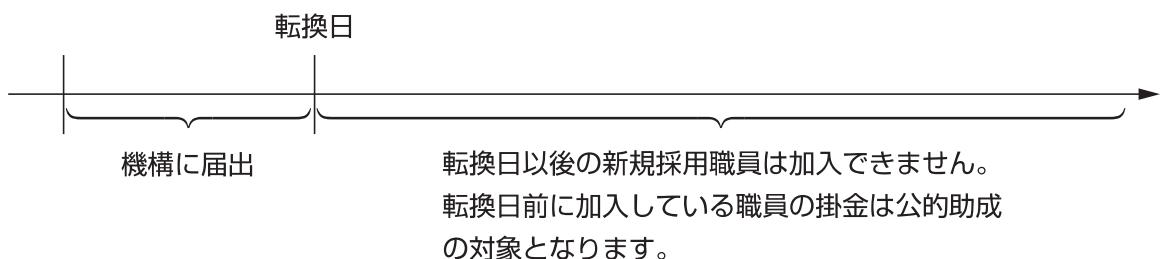


※ 平成18年4月1日の介護保険制度の改正の施行に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護の指定に係るものについても、特定介護保険施設等に加える予定。

2. 転換時の加入、脱退等の特例

(施行令附則第3項、第4項、第6項及び第7項並びに施行規則附則第2項及び第3項)

- 転換により特定介護保険施設等になる場合、申出及び機構の承諾は必要とせず、転換前の加入職員も転換後の新規採用職員も被共済職員とすることができます。
- 転換日以後の転換施設の新規採用職員については、転換日前日までに機構に届け出た場合、被共済職員としないことができます。（転換日前の加入者のみ継続して加入）



- 公的助成のない転換後の新規加入職員については、転換後新規加入職員全員について部分的脱退が可能です。（脱退対象となる職員全員の文書による同意が必要）
- 脱退（契約の解除）は、職員が被共済職員でなくなっても、退職には該当しないため、退職手当金は支給されません。

